

春日部市議会に於いて放課後児童クラブ指定管理者選定について審議  
 社協の「勘違い」により、トライに指定が決定か？  
 公正なはずの公募が捻じ曲げられてしまったのでは？

11月28日、春日部市議会に於いて、放課後児童クラブの指定管理者選定に関する条例が審議されました。

松本浩一議員の質問の中で、社協は仕様書の中に記述されている「要支援児に対する加配」について、「常勤支援員が必要」と考え、常勤指導員計131名を想定して経費を試算、その結果「市の基準額では赤字」と判断して応募を断念。一方、市が指定を決定したトライは、「常勤支援員の加配は不要」と判断し、常勤支援員計93名を想定し、応募した事が明らかとなりました。

社協が「常勤支援員が必要」と判断した根拠は、募集要項発表後のQ&Aにおいて、市に質問した際の回答です。これによれば、要支援児への加配は「常勤支援員が必要」と解釈できます（下記資料をご参照ください）。しかし、答弁で子ども未来部の内藤部長は「常勤支援員は必須とは規定していない。社協が勘違いしたのでは」と回答しています。いずれにせよ、本来応募者に均等に与えられるべき機会が、結果的に捻じ曲げられ、公平な公募が実現していなかった事になります。

我々の子どもたち、春日部の学童っこ1800名は、「勘違い」によって環境が変わってしまうのでしょうか？ 指導員たちは「勘違い」によって解雇されるのでしょうか？ 勘違いを引き起こすような回答をした市に責任は無いのでしょうか？

<p>22</p>	<p>8 職員の採用・配置について        (2) 放課後児童支援員</p>	<p>「2特別支援児童の入室クラブについては、原則支援員を加配するものとし、年度途中の定員及び入室児童数の変更については、適正な職員配置をもって対応すること」とありますが、ここでの支援員は常勤支援員のことでしょうか。また、特別支援児童数に対して配置基準はありますか。</p>	<p>支援員は常勤の職員（有資格者）を指すものとなります。        また、特別支援児童への配置基準は特段定めていませんが、クラブの運営に支障をきたすことのないよう、市と協議のうえで職員の配置人数を定めることとなります。</p>
-----------	---	---	--